

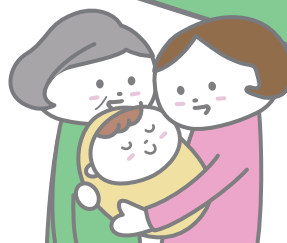
未熟児 養育医療



松阪市に住民票のある満1歳未満の子どもで、出生体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、身体発育が未熟なため現れる一定の症状を有しているために、指定養育医療機関において医師が入院治療が必要と認めた場合、その医療（保険診療分）の給付が行われます。

エリア	お問い合わせ先	TEL・FAX
市全域	こども家庭センター（健康センターはるる内）	TEL:0598-20-8087 FAX:0598-26-0201
嬉野三雲管内	嬉野保健センター	TEL:0598-48-3812 FAX:0598-42-4945
飯南管内	飯南地域振興局 地域住民課	TEL:0598-32-8020 FAX:0598-32-3771
飯高管内	飯高地域振興局 地域住民課	TEL:0598-46-7112 FAX:0598-46-1092

三世代同居・ 近居支援



市外から転入し、新たに三世代（親世帯・子世帯・孫）の同居や近居を始める世帯を対象に、住宅の取得（新築・購入）及び増改築・リフォームに係る費用の一部について補助金を支給します（同居の場合上限30万円、近居の場合は上限20万円）。

●お問い合わせ先 こども未来課 こども手当・給付係 TEL:0598-53-4081